

## I Cカード特約規定

### 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、I Cチップが付加されたカード（以下「I Cカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

### 2. (I Cカードの利用)

I Cカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定のI Cカードが利用できる預金機（以下「I Cカード対応預金機」といいます）を使用して預金に預入れをする場合。
- (2) 当金庫所定のI Cカードが利用できる支払機（以下「I Cカード対応支払機」といいます）を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫所定のI Cカードが利用できる振込機（以下「I Cカード対応振込機」といいます）を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合。

### 3. (I Cカードの有効期限)

I Cカードの有効期限は、無期限となります。

### 4. (I Cカードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、更新、再発行で、I Cカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

### 5. (I Cカード以外のカードへの変更)

I Cカードの利用をやめI Cカード以外のカードに変更する場合には、当金庫の窓口に出してください。この変更は当金庫所定の手続きをした後に行います。

### 6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法第 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上